

## 日本ジオパーク委員会会則

(名称)

第1条 本委員会は、日本ジオパーク委員会（Japan Geopark Committee：JGC、以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、ユネスコ世界ジオパークの推薦ならびに日本ジオパークの認定に関する審査を行い、ジオパーク活動を通じて持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(責務)

第3条 委員会は、ユネスコ憲章及びユネスコ国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme：IGGP）の定める定款（Statutes of the International Geoscience and Geoparks Programme）及びガイドライン（Operational Guidelines for UNESCO Global Geoparks）の理念に則り、公正中立かつ自律した審査を行う責務を負う。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 ユネスコ世界ジオパークの登録審査に関すること
- 二 日本ジオパークの認定審査に関すること
- 三 日本におけるジオパーク活動に対する評価及び提言に関すること

(組織)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- 一 日本ユネスコ国内委員会により推薦された者
- 二 地質調査総合センターより推薦された者
- 三 学術専門家
- 四 自然保護関係機関より推薦された者
- 五 文化財保護関係機関より推薦された者
- 六 観光分野関係機関より推薦された者
- 七 日本 IGCP 国内委員会代表者
- 八 日本国内のユネスコ世界ジオパークの代表者
- 九 その他関係者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

(開催及び議決)

第7条 委員会は、委員長が適宜招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の議決が書面又は電磁的方法により可能と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法により委員総数の過半数以上の可決をもって委員会の議決に代えることができる。

5 委員長は、必要があると認めた場合は委員会に属する委員以外の者を委員会に出席させ、関係事項について助言及び説明を求めることができる。

(部会の設置等)

第8条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、ジオパーク活動に関する個別の事項を調査検討し、その結果を委員会に報告する。

3 部会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(経費)

第10条 委員会の経費は、審査負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 委員会の経理事務に関しては、委員長が別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 委員会の事務局は、委員長が委員会に諮って決定する。

(情報公開)

第12条 委員長は、委員会の会議の結果を適宜公開する。

(変更)

第13条 この会則の変更は、委員長が委員会に諮って決定する。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。

(2017年12月22日 一部改正)